

1-2月の動き

- ・情報発信セミナー報告：外国における日本のパーセプション
- ・小林陽太郎会長が日経新聞に「時論」寄稿
- ・青木昌彦スタンフォード大教授の「比較制度分析」と応用
- ・グローコム・フォーラムでの林紘一郎教授の講演と討論要旨

外国における日本のパーセプション

情報発信プラットフォームでは、オンラインの活動だけでなく、オフラインのセミナーも GLOCOM で毎月開催している。最初は内輪の会として少人数で始めたこのセミナーも回を重ねるごとに参加者が増えて、今回1月の会では20数名の参加となり、活発な議論が展開された。

今回はまず前半で、カナダ・ケベック州政府東京事務所代表のロバート・キーティング氏が、「外国人から見た日本のパーセプション」というテーマでプレゼンを行った。基本的な問題提起は、(1)日本はどのようなイメージを対外的に売ろうとしているのか。日本的な文化を強調するのか、世界の先端を行く未来の日本を強調するのか。(2)海外では毎日のように日本経済の危機が報道されており、それが日本の対外経済関係にも影響を及ぼしている。現実はそのほどひどくないが、イメージは最悪である。(3)英語でのコミュニケーションが小

泉首相や若者の間で進んできているが、もっと推進する必要がある、といった点であった。それに関する討論では、もっぱらマスコミの役割や報道内容の問題が取り上げられた。もっとも出席したジャーナリストの一人からは、報道やパーセプションを良くするには、実態をもっと良くしなければならないという指摘もあった。

それに続いて後半では、情報発信プラットフォームで「Media Reviews」を担当しているジョン・デボア氏が「中東と欧州の日本観」というテーマでプレゼンを行い、その中で、中東では日本は比較的高く評価され期待されているが、過去の日本の外交政策はスタンスが明確でなかったために誤解されている面もあること、さらに欧州では製品名以外は日本があまり知られていないことなどの問題点が指摘された。

2月のセミナーは20日(水)午後4時からの予定である。参加希望者は事務局に連絡されたい。――編集人



ロバート・キーティング氏
カナダ・ケベック州
東京事務所代表

目次：

1-2月の動き	1
外国での日本のパーセプション	1
小林会長が日経に「時論」を寄稿	1
青木昌彦教授の「比較制度分析」	2
林紘一郎教授の講演と討論要旨	3
Japan Forum の議論に貢献	4

小林陽太郎会長が日経新聞に「時論」寄稿

「新たな国際交流：常時双方向で情報発信」というテーマで、小林陽太郎富士ゼロックス会長が1月12日付の日本経済新聞に「時論」を寄稿された。その中で、小林会長は GLOCOM の情報発信プラットフォームについて触れ、このようなインターネットを利用した双方向の情報発信はメリットが大きいことを指摘。常に海外に日本から正しい情報を送

り続けることが出来ることに加え、双方向的な交流によって自分たちの考え方の偏りや誤りに気づくことのメリットもある。「情報化時代の国際交流は、国境を越えて情報と意見を常時交換することが基本となると考えるべきであろう」と小林会長は結んでいる。ぜひこの情報発信プラットフォームがその役割を担えるように一層努力していきたい。

青木昌彦スタンフォード大学教授の「比較制度分析」

比較制度分析という新しい学問分野が確立した。「制度」とは何か。「制度」はいかに変わりうるか。この問いは日本の構造改革を論じる上でも重要であることはいうまでもない。この問いに正面から学問的に取り組んだのがスタンフォード大学教授・経済産業研究所長で、GLOCOM の情報発信プラットフォーム親委員会の委員でもある青木昌彦教授の最新作「比較制度分析に向けて」(NTT 出版、2001 年)である。ちなみにこの著書は、日英中仏語版同時刊行という異例の扱いとなっている。

情報発信プラットフォームでは、1 月にこの著書の書評と、この分析を応用した青木教授の最新論文を掲載した。その概要は以下の通りである。

書評：「比較制度分析に向けて」

著者は冒頭で、「制度」がようやく経済学者の間でも重要なものとして認識されるようになってきたと述べている。この著書は、「制度」をこれまで経済学者などが発展させてきたゲーム理論を応用するとともに、国際比較や歴史的考察を加えることで説明し、その変化のメカニズムを解明することを目的としている。このような分析は、日本経済が直面している危機に対する診断と処方箋を明らかにする上で有用であろう。実際にこの著書では多くの日本の例や問題が取り上げられており、特に日本の銀行制度については一つの章を割いて詳しい分析がなされている。また他の章で対象とされている「暗黙知の重要性」および「シリコンバレーモデル」については、青木教授が国際大学で行った講演の中でその応用例が示されている(「月報・日本からの発信!」2001 年 8 月号「国際大学卒業生に贈る言葉・青木昌彦氏」および“The Value of Tacit Knowledge that You Gain in a Diverse Student Body”：<http://www.glocom.org/opinions>)。

論文：「制度変化の過程にある日本」

この論文では、青木教授の著書で展開した分析を応用して、日本の状況を歴史の中で位置付ける試みを行っている。結論としては、「失われた 10 年」といった悲観論に立つ必要はなく、日本は前例のない新しいルールとしての制度を模索している最中で、その成果は過去 1 年を見ても着実に上がっているという。具体的には、これまでの古いルールで利益を得ていた業界団体、族議員、関係官庁の「仕切られた多元主義」というもたれあいの構造(「仕切られた多元主義」については、以下を参照：M. Aoki “Beyond Bureau Pluralism”: <http://www.glocom.org/opinions>) が崩れつつある。小泉政権のもとで、従来の仕切りの壁を低くするような新しい意思決定のプロセスが取り入れられてきている。例えば、新しい税制の決め方や、大学改革への取り組み、さらに対外政策のスタンスなどがかなり変わってきている。一般的に、制度の危機が生じてから事実上のルールが生成・定着するまでには長い時間がかかる。米国でもレーガン政権の誕生から IT 革命の波に乗ったビジネスモデルの革新が根付くまでに 10 年以上もかかったことを考えると、日本も古い構造が打破されて新しいルールが発見され、確立されるまでには相当な年月がかかることが予想される。青木教授は最後に「この過程には、政治家や官僚だけではなく、国民の全員が参加者である」と述べている。このメッセージこそが制度改革のカギを握ると思われる(ちなみに、鈴木祥弘 NEC 特別顧問のグローコム・フォーラムでの講演 “Regulatory Reform and Policy Making Agents”: <http://www.glocom.org/opinions> の結論も同様である)。なぜなら、「制度」とは参加するプレイヤー全員が当然視するルールのことであって、政治家や官僚が決めるものではないからである。



国際大学で講演する青木昌彦教授

制度の役割がさまざまな形でプレイヤーの選択を制約する点にあると理解されるのであれば、いかにしてプレイヤーはこうした制約が適切であることを発見し、また認識するのだろうか——「比較制度分析に向けて」より

林紘一郎教授の講演：「電子公衆送信法」の提案



林紘一郎慶応義塾大学教授

通信と放送が融合するといわれて久しい。はたしてその現状はどうなっているのか。またそのための法律面での整備は進んでいるのか。そのような議論に答えてくれるのが、グローコム・フォーラム第 2 セッションにおける林紘一郎慶応義塾大学教授（GLOCOM 特別研究員）による講演「インターネットの自由と規律法：通信・放送の融合法を超えて」である。

その中で、林教授はインターネットが分野を問わず日々の生活や仕事の上で重要な役割を果たすようになってきたことに鑑みて、既存の法律をパッチワーク的に修正していく今の日本のアプローチの問題点を指摘する。そのようなアプローチは「規制体制が不透明・複雑なことによって、ビジネス活動への不確実性が増し、経済を不活発にしている惧れが強い」として、新しい「電子公衆送信業務の自由を保障し必要最低限の規制を定める法律（略称、電子公衆

送信法）の制度を提唱する。

ここで興味深い展開は、林教授が当初「通信と放送の融合法」として検討してきた法案が、結局は「インターネットの自由と規律法」的なものに変身してしまったことである。その理由は、インターネットそのものが、通信と放送の両者と個別に融合するだけでなく、この両者を包摂するほど独自の「存在感」を示しつつあるからである。それに加えて、通信とインターネットの融合は急速に進んでいるのに対して、放送とインターネットの融合は少なくとも日本ではまだ始まったばかりであるという事情も考える必要がある。それが今回はインターネットをめぐる法律という形を取った理由であるとされる。

いずれにしても、インターネット時代を先取りした法律を、一学者が条文も含めて作り、提案したという画期的なことが起こったという事実こそが、情報革命が確実に進行していることの何よりの証拠ではないだろうか。

「林法案」に松井教授は反対、牧野弁護士は賛成



パネルディスカッションの様子

憲法学者である松井茂記大阪大学教授は、林教授の提案する法案に基本的に反対、これに対してインターネット弁護士協議会に属する牧野二郎弁護士は基本的に賛成というのが、グローコム・フォーラム第 2 セッションのパネルディスカッションにおけるパネリストのスタンスであった。

松井教授が反対する理由は、インターネットを対象とする包括法は、結局インターネットに対する望ましくない規制をもたらす危険が大きく、既存の法律を修正する程度にとどめたほうが害が少ないと説く。一方、牧野弁護士は最近の国会での法案の通り方が異常で、十分な議論がなされていないことに危機感を持ち、インターネットのような重要な問題については林教授の提唱する方向で「理念法」を作り、広く国民的な議論を今から行う必要があるという。

この両者の立場の違いは、松井教授が憲

法という基本法から国民の権利・義務関係を導き出すことに重点を置き、通信や放送の分野でも特にインターネットに固有の権利義務関係を規定するような法律を作る理由が見当たらない（それはかつて規制強化を導く）という憲法学者的な立場を取るのに対して、牧野弁護士はインターネットに関する理念法の制定が既存の法律の解釈をより適切な方向に導く可能性があり、いずれにしても国民的な意識を高めるために必要というプラグマティックな立場をとっていることに由来するように見える。

いずれにしても、林教授が討論でも述べているように、今後は言論の自由やその他の個人の権利に配慮しながら、このような法案をさらに練り直しつつ、インターネット時代における通信と放送のあり方、その法的な整備などについて国民的な議論を巻き起こしていくことが必要であることは誰しも認めるところであろう。

Global Communications
Platform from Japan



月報・日本から発信！

月1回月末発行
発行人・公文俊平
編集人・宮尾尊弘

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル
TEL: 03-5411-6714 FAX: 03-5412-7111

ウェブサイトにもぜひ
www.glocom.org

グローコム国際情報発信プラットフォームは、その名の通り、色々な国際的な情報発信をする「場」を提供することを目的としています。したがって、グローコム発の情報にかぎらず、どの個人や団体の発信する情報もこのプラットフォームに載る可能性があります。例えば、ホテルオークラで定期的に行われる「Executive Luncheon Meeting」のスピーチは、その要旨がこの情報発信プラットフォームに掲載されます。現在は、昨年12月10日に行われたアダム・ポーゼン氏（IIEのSenior Fellow）の講演「U.S.-Japan Economic Relations: On the Rocky Road to Recovery」が写真入りで「Special Topics」のページに掲載されています。もしこのようにどこかで開催された講演会や討論会を英文でこの情報発信プラットフォームに掲載されたい方はご連絡ください。

Japan Forum の議論に貢献「産学協同」について

日本において産学協同は進んでいるのかどうか。それに対する答えは概ね「No」であろう。しかしそれは日本において大学と産業の関係がまったくなかったかという、それはむしろ逆に、分野によっては、かなり緊密な関係が学者と特定の企業などの間にあるというのが事実であろう。

1月の情報発信プラットフォームでは、この問題について多くの議論や論評が載ったが、その発端はGLOCOMが協力しているNational Bureau of Asian Researchのメーリング・リスト「Japan

Forum」のモデレーターが、日本で産学協同が進んでいないというJapan Timesの記事を紹介したことに対してGLOCOM Platformのメンバーがその記事の取り上げ方の問題点を指摘したことであった。

特にこの産学協同問題について専門的に研究されている東京大学のKenneth Pechter助教授がコメントを寄せてくれたことが、議論をさらに深めることに大いに役立った。Japan Forum側もこちらからの貢献を高く評価している。今後ともこのような相互にプラスになるような形での協力を進めていくつもりである。

情報発信プラットフォーム

親委員会メンバー
青木 昌彦
今井 敬
牛尾 治朗
行天 豊雄
公文 俊平
小林 陽太郎
親委員会特別顧問
中山 素平
編集顧問
鈴木 祥弘
田代 正美
水口 弘一
運営委員会
宮尾 尊弘
小林 正史
原田 泉